

（第 76 号議案）

中野区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 条例改正の理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める内閣府令の一部改正に伴い、
所要の改正を行うものである。

2 改正内容

（1）満三歳以上小規模保育事業に係る規定の追加

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）の改正により、3 歳以上児のみを対象とする「満三歳以上限定小規模保育事業」が創設されたことに伴い、当該事業に関する規定を追加するとともに関連規定を整備する。

（2）こども性暴力防止法の施行に係る規定の追加

こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）が令和 8 年 12 月 25 日に施行されることに伴い、当該法に規定する児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童等を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用児童等と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童等に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならないこととする。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行日

公布の日。ただし、第 13 条の改正規定は、令和 8 年 12 月 25 日から施行する。

中野区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表

改正案	現行
目次 (略) 第1章 総則 第1条 (略) (最低基準の目的) 第2条 この最低基準は、中野区長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号若しくは同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合は、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るく、かつ、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障することを目的とする。 第3条～第5条 (略) (保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第7条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保	目次 (略) 第1章 総則 第1条 (略) (最低基準の目的) 第2条 この最低基準は、中野区長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童で満3歳以上のものについて保育を行う場合は、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るく、かつ、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障することを目的とする。 第3条～第5条 (略) (保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第7条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保

育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対し、必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう次に掲げる事項（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）に係る連携協力を行う認定こども園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する認定こども園をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は保育所（同項に規定する保育所をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1)・(2) （略）

(3) 当該家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第4項及び第5項において同じ。）により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児については、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～4 （略）

5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人

育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対し、必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する認定こども園をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は保育所（同項に規定する保育所をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1)・(2) （略）

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児については、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～4 （略）

5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人

以上のものに限る。)又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、中野区長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

第7条～第12条 (略)

(児童対象性暴力等の防止)

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定により、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第14条～第17条 (略)

(運営規程)

第18条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
(満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)

(7)～(11) (略)

以上のものに限る。)であつて、中野区長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

第7条～第12条 (略)

第13条 削除

第14条～第17条 (略)

(運営規程)

第18条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

(7)～(11) (略)

第19条～第21条（略） 第2章（略） 第3章 小規模保育事業 第1節 通則 （小規模保育事業の区分） 第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型<u>（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）</u>及び小規模保育事業C型<u>（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）</u>とする。 第2節 小規模保育事業A型 第28条（略） （職員） 第29条（略） 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2)（略） (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4)（略） 3～5（略） 第30条（略） 第3節（略） 第4節 小規模保育事業C型 第33条・第34条（略） （利用定員） 第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項第1号の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。 第36条（略） 第4章（略） 第5章 事業所内保育事業 第42条～第47条（略）	第19条～第21条（略） 第2章（略） 第3章 小規模保育事業 第1節 通則 （小規模保育事業の区分） 第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。 第2節 小規模保育事業A型 第28条（略） （職員） 第29条（略） 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2)（略） (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4)（略） 3～5（略） 第30条（略） 第3節（略） 第4節 小規模保育事業C型 第33条・第34条（略） （利用定員） 第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。 第36条（略） 第4章（略） 第5章 事業所内保育事業 第42条～第47条（略）
--	--

(準用)

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。））」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。））」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業」と、「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。））」と読み替えるものとする。

第6章 (略)

附 則

1～7 (略)

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

8 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定

(準用)

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。））」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。））」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業」と、「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。））」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用する第28条第5号」と読み替えるものとする。

第6章 (略)

附 則

1～7 (略)

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

8 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができ

する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると中野区長が認める者を置かなければならない。 9～11（略） <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、令和8年1月25日から施行する。</u>	る。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると中野区長が認める者を置かなければならない。 9～11（略）
--	---